千葉県警察職員の健康管理に関する訓令

令和８年１０月１５日
本部訓令第１７号

千葉県警察職員の健康管理に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員の健康管理に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　法に基づく安全衛生管理体制（第６条―第１１条）
第３章　健康管理体制（第１２条―第２２条）
第４章　産業医の業務、委嘱、報酬等（第２３条―第２８条）
第５章　選任報告等（第２９条―第３２条）
第６章　健康診断（第３３条―第３７条）
第７章　健康区分の指定（第３８条―第４０条）
第８章　感染症に対する措置（第４１条―第４３条）
第９章　健康の保持及び増進のための措置（第４４条―第４９条）
第１０章　補則（第５０条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）、労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）その他の関係法令に基づき職員の健康の保持及び増進並びに事務能率の向上を図るため、健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）事業場　県本部庁舎、県本部分庁舎、交通合同庁舎、水上警察隊、鉄道警察隊、高速道路交通警察隊、千葉県警察千葉運転免許センター、千葉県警察流山運転免許センター、第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、成田国際空港警備隊、警察学校及び署をいう。

（２）関係所属　事業場のうち、県本部庁舎にあっては警務部厚生課（以下「厚生課」という。）を、その他の事業場にあっては当該事業場に入庁している所属（１の事業場に２以上の所属が入庁している場合は、厚生課長が指名した所属）をいう。

（３）関係所属長　関係所属の長をいう。

（４）総括安全衛生管理者　法第１０条第１項に規定する総括安全衛生管理者をいう。

（５）衛生管理者　法第１２条第１項に規定する衛生管理者をいう。

（６）衛生推進者　法第１２条の２に規定する衛生推進者をいう。

（７）産業医　法第１３条第１項に規定する産業医をいう。

（８）衛生委員会　法第１８条第１項に規定する衛生委員会をいう。

（９）ヘルスリテラシー　健康や医療に関する情報を入手し、理解し、評価して活用するための知識、意欲、能力をいう。

（所属長の責務）

第３条　所属長は、職員の健康管理に必要な業務を積極的に推進し、所属職員の健康の保持及び増進並びに快適な職場環境の実現を通じて事務能率の向上に努めなければならない。

（職員の責務）

第４条　職員は、常にヘルスリテラシーの向上に努めるとともに、この訓令に基づく健康管理上の措置に従い、健康の保持及び増進に努めなければならない。

（秘密の保持）

第５条　職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知り得た職員の病名、病状その他秘密にわたる事項をこれを知るべき立場にある者以外の者に漏らしてはならない。

第２章　法に基づく安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第６条　県本部庁舎に、総括安全衛生管理者を置く。

２　総括安全衛生管理者は、警務部長をもって充てる。

（衛生管理者）

第７条　職員数５０人以上の事業場に、衛生管理者を置く。

２　関係所属長は、次表の左欄に掲げる事業場の職員数に応じて、当該所属の職員のうちから、同表の右欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任するものとする。

事業場の職員数	衛生管理者数
５０人以上２００人以下	１人
２００人を超え５００人以下	２人
５００人を超え１,０００人以下	３人
１,０００人を超え２,０００人以下	４人
２,０００人を超え３,０００人以下	５人
３,０００人を超える場合	６人

（衛生推進者）

第８条　職員数１０人以上５０人未満の事業場に、衛生推進者を置く。

２　関係所属長は、当該所属の職員のうちから、１人以上の衛生推進者を選任するものとする。

（産業医）

第９条　事業場に、産業医を置く。

２　産業医は、関係所属長の推薦により、本部長が委嘱する。

（衛生委員会）

第１０条　職員数５０人以上の事業場に、衛生委員会を置く。

２　衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3　委員長は、事業場のうち県本部庁舎にあっては厚生課長を、その他の事業場にあっては関係所属長をもって充てる。

4　副委員長は、事業場のうち県本部庁舎にあっては厚生課健康管理室長を、その他の事業場にあっては関係所属の次長をもって充てる。

5　委員は、次表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

区分		委員
県本部庁舎		各庶務担当課及び厚生課の次長、衛生管理者、委員長が指名した職員並びに産業医
その他の事業場		警部（同相当職を含む。以下同じ。）以上の職員、庶務係長又は厚生担当の係長、衛生管理者、委員長が指名した職員及び産業医
	成田国際空港警備隊	総務室長、総務課長、衛生管理者、委員長が指名した職員及び産業医
	署	各官、各課長、衛生管理者、委員長が指名した職員及び産業医

6　委員長は、会議を主宰し会務を掌理する。

7　委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

8　衛生委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

（１）職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

（２）職員の健康の保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

（３）公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

（４）その他職員の健康障害の防止並びに健康の保持及び増進に関する重要事項

9　衛生委員会の庶務は、関係所属の厚生担当の係において行う。

（衛生委員会の記録）

第１１条　衛生委員会において調査審議した事項は、衛生委員会・千葉県警察健康管理委員会・職員衛生会議議事録（別記第１号様式）に記録して、これを３年間保存しなければならない。

第３章　健康管理体制

（健康管理体制の確立）

第１２条　職員の安全衛生管理体制の一層の充実と組織的な健康管理対策を推進する体制を確立するため、法に定めるもののほか、県本部に総括健康管理者、副総括健康管理者、健康管理責任者及び保健師を、各所属に健康管理者を置く。

（総括健康管理者）

第１３条　総括健康管理者は、警務部長をもって充てる。

2　総括健康管理者は、職員の健康管理に係る次の各号に掲げる業務を総括する。

（１）職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

（２）職員の健康の保持及び増進のための指導教養に関すること。

（３）職員の健康診断の実施及び実施結果に基づく事後措置等に関すること。

（４）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
（５）その他職員の健康管理に関すること。
（副総括健康管理者）
第１４条　副総括健康管理者は、警務部参事官をもって充てる。
２　副総括健康管理者に事故があるときは、厚生課長がその職務を代行する。
３　副総括健康管理者は、総括健康管理者の業務を補佐するものとする。
（健康管理責任者）
第１５条　健康管理責任者は、厚生課長をもって充てる。
２　健康管理責任者は、副総括健康管理者の業務を補佐し、職員の健康管理に関する諸施策の推進に当たるものとする。
（健康管理者）
第１６条　健康管理者は、次長をもって充てる。
２　健康管理者は、所属長の命を受け、第１３条第２項各号に掲げる業務を行うものとする。
（保健師）
第１７条　保健師は、健康管理責任者の命を受け、産業医、健康管理者等と緊密に連携し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）保健指導に関すること。
（２）健康相談及び健康教育に関すること。
（３）その他職員の健康の保持及び増進に必要な事項に関すること。
（健康管理体制における衛生管理者及び衛生推進者）
第１８条　衛生管理者及び衛生推進者は、健康管理者の業務を補佐するほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）健康に異常のある者の早期発見及び必要な措置に関すること。
（２）勤務環境、施設等の衛生上の改善措置に関すること。
（３）衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
（４）健康相談、衛生上の指導教養その他職員の健康の保持及び増進に必要な事項に関すること。
（衛生担当者）
第１９条　健康管理者は、健康管理体制における衛生管理者又は衛生推進者の業務を補助させるため、必要により、当該所属の職員のうちから、衛生担当者を指名することができる。
（千葉県警察健康管理委員会）
第２０条　県本部に、千葉県警察健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）を置く。
２　健康管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
３　委員長は、総括健康管理者をもって充てる。
４　副委員長は、副総括健康管理者又は、健康管理責任者をもって充てる。
５　委員は、健康管理責任者、庶務担当課長、衛生管理者及び県本部庁舎の産業医のうちから総括健康管理者が指名した者をもって充てる。

６　委員長は、会議を主宰し会務を掌理する。
７　委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
８　健康管理委員会は、職員の健康実態のほか、健康管理対策に関する事項について調査審議するものとする。
９　健康管理委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。
１０　健康管理委員会の庶務は、厚生課において行う。
（職員衛生会議）
第２１条　職員数１０人以上５０人未満の事業場に、職員衛生会議を置く。
２　職員衛生会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。
３　議長は、関係所属長をもって充てる。
４　副議長は、関係所属の次長をもって充てる。
５　委員は、関係所属の警部以上の職員、庶務係長又は厚生担当の係長、衛生推進者及び議長が指名した職員をもって充てる。
６　職員衛生会議は､第１０条第８項各号に掲げる事項について調査審議するものとする。
（健康管理委員会及び職員衛生会議の記録）
第２２条　健康管理委員会及び職員衛生会議において調査審議した事項は、衛生委員会・千葉県警察健康管理委員会・職員衛生会議議事録に記録して、これを３年間保存しなければならない。

第４章　産業医の業務、委嘱、報酬等

（産業医の業務）
第２３条　産業医の業務は、次の各号に掲げるものとする。
（１）健康診断、面接指導等の実施及びこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
（２）健康教育、健康相談その他職員の健康の保持及び増進を図るための措置に関すること。
（３）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
２　産業医は、前項各号に掲げる事項について、関係所属長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。
（産業医の委嘱）
第２４条　産業医の推薦は、関係所属長が産業医推薦書（別記第２号様式）により健康管理責任者を経由して本部長に行うものとする。
２　第９条第２項の産業医の委嘱は、委嘱書（別記第３号様式）を交付して行うものとする。
（産業医の委嘱期間）
第２５条　産業医の委嘱期間は、２年間とする。ただし、再委嘱することができる。
２　前項本文の規定にかかわらず、期間満了前に解嘱された場合における後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
（産業医の解嘱）
第２６条　関係所属長は、産業医が次の各号に掲げる事項に該当したときは、速やかに産業医解嘱上申書（別記第４号様式）により健康管理責任者を経由して本部長に

当該産業医の解嘱を上申しなければならない。
（１）死亡したとき。
（２）長期の療養を要する疾病にかかったとき。
（３）長期にわたる出張等の事由が生じたとき。
（４）委嘱辞退を申し出たとき。
（５）その他産業医としてふさわしくない事由が生じたとき。
２　本部長は、前項の上申に基づき、産業医がその業務を遂行するに適さないと判断したときは、解嘱通知書（別記第５号様式）により解嘱するものとする。
３　関係所属長は、産業医が解嘱されたときは、おおむね１か月以内に、その旨及びその理由を衛生委員会又は職員衛生会議に報告しなければならない。
（産業医の報酬）
第２７条　産業医の報酬は、次の各号に掲げる事業場に応じて、当該各号に掲げる支給額とする。ただし、第２号に掲げる事業場を持つ産業医が過重労働による健康障害防止のための相談及び指導を別途行った場合は、追加で月額５万円を支給するものとする。
（１）職員数５０人以上の事業場　別表第１に掲げる支給額
（２）職員数５０人未満の事業場　別表第２に掲げる支給額
２　前項第１号に掲げる事業場を持つ産業医の報酬の支給日は、毎月２１日とする。ただし、その日が祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。
３　第１項ただし書の規定により支給する産業医の報酬及び同項第２号に掲げる事業場を持つ産業医の報酬の支給時期は、翌年度の４月とする。
４　第１項に規定する産業医の報酬の支給額には、費用弁償を含むものとする。
５　事業場を持たない産業医の報酬は、別に定める。
（健康管理のための医師）
第２８条　総括健康管理者は、必要に応じて、産業医とは別の医師から意見を聞くことができるものとする。
第５章　選任報告等
（産業医選任報告）
第２９条　関係所属長は、産業医が委嘱されたときは、産業医・衛生管理者選任報告書（別記第６号様式）により健康管理責任者を経由して総括健康管理者に報告するものとする。
２　総括健康管理者は、前項の産業医・衛生管理者選任報告書を千葉県人事委員会委員長に提出するものとする。
（衛生管理者選任報告）
第３０条　関係所属長は、衛生管理者を選任したときは、速やかに産業医・衛生管理者選任報告書により健康管理責任者を経由して総括健康管理者に報告するものとする。
２　総括健康管理者は、前項の産業医・衛生管理者選任報告書を千葉県人事委員会委員長に提出するものとする。

（衛生推進者選任報告）

第３１条　関係所属長は、衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生推進者選任報告書（別記第７号様式）により、健康管理責任者を経由して総括健康管理者に報告するものとする。

（衛生推進者の氏名の周知）

第３２条　関係所属長は、衛生推進者を選任したときは、当該衛生推進者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等により職員に周知しなければならない。

第６章　健康診断

（健康診断の実施）

第３３条　総括健康管理者は、健診機関及び健診期間を指定して職員に対し健康診断を行うものとする。

２　健康診断の種別、内容、対象者及び実施回数は、健康診断種別表（別表第３）のとおりとする。

（所属長の措置）

第３４条　所属長は、総括健康管理者から職員の健康診断の実施に係る通知を受理したときは、当該職員に周知するとともに、受診の便宜を供与しなければならない。

（受診の義務）

第３５条　職員は、第３３条第１項により指定された期間内に健康診断を受けなければならない。

２　職員は、前項に規定する期間内に健康診断を受けることができないときは、速やかに医療機関において健康診断を受診し、その結果を健康管理責任者を経由して総括健康管理者に報告しなければならない。

（健康診断結果の通知等）

第３６条　総括健康管理者は、健康診断を受けた職員に対し、健康診断の結果を通知するものとする。

２　健康管理責任者は、職員の健康診断結果その他健康管理上必要な事項を記録して、これを５年間保存しなければならない。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第３７条　所属長は、所属職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

第７章　健康区分の指定

（健康区分の指定）

第３８条　所属長は、職員の健康診断結果に基づく健康区分の判定を産業医に依頼するものとする。

２　所属長は、前項の産業医の判定結果に基づき職員の健康区分を指定するものとする。

３　所属長は、疾病等により新たに就業制限を要する職員が生じたと認めるとき又は就業制限を要する職員の健康区分を変更するときは、当該職員に産業医との面談を速やかに実施させるものとする。

４　所属長は、指定又は変更した職員の健康区分を健康管理責任者に報告するものと

する。

（健康区分の指定に基づく措置）

第３９条　所属長は、指定した健康区分に基づき、健康区分の指定をした職員に対して、必要に応じ、職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務について配慮を行い、健康区分に伴う事後措置の基準（別表第４）に定める必要な措置を講じなければならない。

（健康区分被指定者の義務）

第４０条　疾病等により新たに就業制限を伴う健康区分の指定を受けた職員は、医師及び健康管理者等の指示に従い、療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

第８章　感染症に対する措置

（感染症の予防）

第４１条　健康管理者は、常に庁舎及び附属施設を清潔に管理し、感染症の予防に努めなければならない。

（予防接種）

第４２条　総括健康管理者は、感染症の発生及びまん延を予防するため、必要に応じて職員に対し予防接種を実施するものとする。

（感染症発生時の措置）

第４３条　所属長は、管理する庁舎、寮等において感染症が発生したとき又は所属職員若しくは同居中の者が感染症にかかり若しくはかかるおそれがあるときは、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理責任者に対し速報するものとし、健康管理責任者が必要と認めた場合は、次の各号に掲げる事項を総括健康管理者に報告しなければならない。

（１）職員の階級（職）、氏名及び生年月日

（２）病名

（３）発生（病）年月日

（４）発生（病）場所

（５）主治医の住所及び氏名

（６）隔離日時及び場所

（７）感染症の経路及び措置状況

（８）その他参考事項

２　所属長は、前項各号により報告した感染症患者が転帰したときは、転帰の経過及び措置状況を健康管理責任者に報告しなければならない。

第９章　健康の保持及び増進のための措置

（職場環境の改善）

第４４条　所属長は、職員の勤務場所、休憩室その他の施設について、換気、採光、照明、温度等の状態を適度に維持するため必要な措置を講ずるとともに、清潔を保ち、職員が快適な環境で勤務ができるよう、コミュニケーションの活性化による風通しの良い職場環境作りに努めなければならない。

（健康教育、保健指導等）

第４５条　総括健康管理者は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の

保持及び増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

２　健康管理責任者は、職員の健康管理上必要と認めるときは、保健師等による健康相談及び保健指導を行うように努めなければならない。

３　健康管理者は、職員の健康の保持及び増進を図るため健康相談をはじめ、健康保持及び衛生のための教育を積極的に行うとともに、職員の健康に異常を認めたときは速やかに適切な措置を講じなければならない。

（面接指導）

第４６条　所属長は、長時間勤務による健康への影響が懸念される職員について、医師による面接指導（以下単に「面接指導」という。）を実施しなければならない。

２　所属長は、ストレスチェックにより、心理的な負担の程度が高く、面接指導が必要と判断された職員から面接指導の申出があった場合は、当該職員に対して面接指導を実施しなければならない。

（面接指導後の措置）

第４７条　所属長は、前条の規定による面接指導の結果に基づき、産業医から事後措置に関する意見を受けたときは、当該職員の実情を考慮して就業上の措置を講じなければならない。

２　所属長は、前条の規定による面接指導の結果に基づき、産業医以外の医師から事後措置に関する意見を受けたときは、産業医からの意見を求めるとともに、当該職員の実情を考慮して就業上の措置を講じなければならない。

（受動喫煙の防止）

第４８条　所属長は、職員の受動喫煙による健康への悪影響を防止するために、受動喫煙の防止及び喫煙率の低減に向けた措置を講じなければならない。

（レクリエーションの推進）

第４９条　所属長は、職員の健康の保持及び増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第１０章　補則

第５０条　この訓令に定めるもののほか、職員の健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

以下別記等省略